

2 保育必要量の認定について

保育の必要な事由と併せて、保育の必要量を標準時間または短時間に認定します。

区分	労働等時間の基準	労働等時間	保育利用可能な時間
保育標準時間	主にフルタイム労働等	月120時間以上	1日当たり11時間程度の利用 (月最大292時間)
保育短時間	主にパートタイム労働等	月120時間未満	1日当たり8時間程度の利用 (月最大212時間)

※ 保育標準時間と保育短時間は利用時間のほか、利用者負担額が異なります。(72ページ参照)

※ 労働等時間が月120時間に満たない場合でも、保育短時間の保育時間外(「3 保育時間について」参照)の労働等を常態としており、延長保育料が発生する時間帯での利用が必要であると判断できる場合には、保育標準時間を希望することも可能です。保育課へご相談ください。

ただし、保育園等を利用できるのは、保育の必要な事由に該当する時間に限ります。

※ 求職活動、育児休業の認定の場合、保育の必要量は原則として「短時間」になります。

※ 保育の必要な事由や必要量の変更がある場合は、変更月の前月末までにお手続きください。

3 保育時間について

◆ 保育時間

保育園等は、保育必要量の認定により、利用できる時間が異なります。

保育必要量	保育時間(一部の施設において異なる場合があります。)
保育標準時間	7:00～18:00の間で保育が必要な時間
保育短時間	8:30～16:30の間で保育が必要な時間

※ 上記の保育時間外に保育園等を利用(延長保育)する場合、延長保育料が発生する施設があります。詳細は、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(76～78ページ)をご確認ください。

※ 上記の保育時間いっぱいの利用を保障するものではありません。実際の利用時間は、通勤時間や労働時間等の、保育の必要な事由、お子さんの年齢や発達・健康状態等に応じて保育園等が決定することになります。なお、保育の必要な事由に該当しない日(仕事がお休み等)につきましては、原則、ご家庭での保育になります。

※ 通勤時間や労働時間等により、さらに保育が必要となる場合、上記時間以外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能ながありますので、各保育園等にご相談ください。

◆ 開所時間

各保育園等の開所時間・曜日については、「市内保育園等一覧」(140～143ページ)をご覧ください。なお、一部の施設においては、土曜日の保育を行っていないのでご注意ください。

◆ 0歳児の預かりについて

0歳児の預かりについては、施設によって保育必要量にかかわらず早めのお迎えをお願いしていることがありますので、事前に各施設にご確認ください。